

# 会費規程

滋賀県職業能力開発協会

## 滋賀県職業能力開発協会

(趣旨)

第1条 この規程は、滋賀県職業能力開発協会定款第10条の規定により会員の会費について必要な事項を定める。

(会費の額)

第2条 本会の会費は別表のとおりとする。

(会費の納付)

第3条 会費は毎年7月末日までに納入する。

2 年度途中に会員となったものは、会長が指定する日までに納入するものとする。

(既納の会費)

第4条 既納の会費は理由の如何をとわず返還しない。

付 則

この規程は、本会成立の日から施行する。

付 則

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

## 別表

### 1 認定職業訓練を行う事業所・団体等会員会費

(1) 会費については下記のとおりとする。但し、認定職業訓練を休校している事業所・団体等会員については、特に会長が必要と認めたときは、会費の2分の1の範囲内において減じることができる。

会員区分	会費
共同職業訓練団体	年額 40,000円
単独職業訓練事業所	年額 40,000円

### 2 職業訓練および技能検定の推進活動等を行う事業所・事業主および団体等会員会費

#### (1) 一般事業主会費（企業会費）

1口年額5,000円とする。

負担口数については、当該企業の毎年前年度4月1日（同日後に新たに会員となった場合は当該会員となった日）現在の従業員数に応じ次のとおりとする。

従業員数	負担口数	金額
49人以下	2口	10,000円
50人以上 99人以下	3口	15,000円
100人以上 299人以下	5口	25,000円
300人以上 599人以下	7口	35,000円
600人以上 999人以下	9口	45,000円
1,000人以上 2,999人以下	15口	75,000円
3,000人以上	20口	100,000円

#### (2) 団体会員会費

1口年額8,000円とし、負担口数については1口以上とする。

3 前記1項および2項の事業を行う事業所・団体等の会費については、前記1項および2項の会費を合わせ納付するものとする。

### 4 賛助会員会費

1口年額5,000円とし、負担口数については1口以上とする。